

高知県高等学校等奨学金貸与者選考事務要領

1 目的

この要領は、高等学校等奨学金の貸与に関する条例第2条第1項第2号及び高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第2条第4項の規定により奨学金を貸与する者を選考する際の世帯人員及び収入金額の認定等並びに条例施行規則第3条第4項、第5項及び第6条に規定する連帯保証人について必要な事項を定め、適正な執行を図ることを目的とする。

2 世帯人員の認定

同居・別居を問わず、奨学金を申請するときに、申請者と生計を一にする者は同一世帯員とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。
 - ア 勤務地の関係で別居している者
 - イ 就学又は病気療養等のため別居している者
 - ウ 保護者が主として扶養している別居の祖父母
 - エ その他各号のいずれかと同様の状態にある者
- (2) 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしていない別居の祖父母は、同一世帯員としない。

3 収入金額の認定

収入金額とは、申請者と生計を一にする者全員の1年間の収入の合計金額をいう。

- (1) 給与・年金収入のみの世帯
給与（俸給・給料・賃金・役員報酬・賞与等）・年金収入のみの世帯は、収入金額により認定する。
- (2) 給与・年金以外の収入のある世帯
 - ア 事業所得（農業・林業・水産養殖業・製造業・卸売業・小売業や金融業などのサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得）、不動産所得など給与・年金以外の収入のある世帯は、所得金額（収入金額から必要経費を控除した金額）により認定する。
 - イ 給与収入と給与以外の収入との両方がある世帯についても、所得金額により認定する。（給与収入が給与以外の収入よりも多い場合も所得金額で認定する。）
- (3) 認定上の注意
 - ア 奨学金の貸与を受けようとする年の前々年又は前年1年間の収入（所得）金額を基礎として認定する。認定にあたっては、市町村長の発行する所得証明書により行う。
 - イ 収入がない者についても市町村長の発行する所得証明書によりその確認を行う。
ただし、乳児、幼児及び就学者（小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・短期大学・専修学校・各種学校に在学している者）については、所得証明書の提出は不要とする。

4 収入(所得)基準額の適用

世帯全員の収入（所得）金額が別表に定める基準額以下であれば奨学金を貸与すること

ができる。ただし、(3)に該当する世帯については、当該基準額に(3)の当該各号に掲げる額を加算して得た額を基準額とする。

(1) 給与・年金収入のみの世帯

別表の左欄に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ収入基準額欄に掲げる額を基準額とし、世帯全員の収入金額が基準額以下であれば奨学金を貸与することができる。

(2) 給与・年金以外の収入のある世帯

別表の左欄に掲げる世帯区分に応じ、それぞれ所得基準額欄に掲げる額を基準額とし、世帯全員の所得金額が基準額以下であれば奨学金を貸与することができる。

(3) 加算額

次の各号に該当する世帯については、当該基準額に当該各号に掲げる額を加算して得た額を世帯の基準額とする。

ア 次に該当する者が属する世帯 当該者1人につき300,000円

(ア) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(ウ) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている者

イ 父母の一方若しくは両方がいないか又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童を養育している世帯 260,000円

(注1) 児童とは、満18歳に満たない者をいう。

(注2) 「これらに準ずる状態にある」場合とは、次に掲げる場合のように、父母の一方又は両方が子の養育にあたることができない場合をいう。

- ・ 父母の一方又は両方が常時介護又は監護を要する身体障害者又は精神障害者である場合
- ・ 父母の一方又は両方が引き続き1年以上にわたって入院中又は法令により拘禁されている場合
- ・ 父母の一方又は両方がおおむね1年以上にわたって行方不明又は父母の一方又は両方が子を引き続き1年以上遺棄していると認められた場合

5 連帯保証人

(1) 連帯保証人とは、次に掲げるすべてに該当する者とする。

ア 2人の連帯保証人のうち、少なくとも1人は、保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。

イ 「独立の生計を営む成年者」とは、有職者かつ貸与申請年度の4月1日現在、20歳以上65歳以下である者とする。ただし、やむを得ず、前記に該当する者を連帯保証人としてできない場合は、「申立書」(別添様式)を添付することにより、貸与申請年度の4月1日現在で65歳を超え、70歳以下の者を連帯保証人としてすることができる。

(2) 教育長は、連帯保証人になろうとする者の代位弁済の能力を特に把握する必要があると認めるときは、必要な資料の提出を求めることができる。

(3) 規則第14条で定める借用証書の提出時の連帯保証人は、原則として、誓約書に記載した連帯保証人と同一人とする。ただし、連帯保証人を変更することが適当と認められるときは、前2項の要件を満たす者を、新たに連帯保証人としてすることができる。

平成 15 年 7 月 29 日 制定
平成 15 年 9 月 16 日 一部改正
平成 16 年 10 月 7 日 一部改正
平成 17 年 7 月 29 日 一部改正
平成 18 年 9 月 5 日 一部改正
平成 19 年 9 月 4 日 一部改正
平成 20 年 9 月 12 日 一部改正
平成 21 年 6 月 30 日 一部改正
平成 21 年 10 月 27 日 一部改正
平成 21 年 12 月 4 日 一部改正
平成 28 年 7 月 14 日 一部改正
平成 30 年 8 月 23 日 一部改正

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

収入（所得）基準額表

世帯区分	収入基準額	所得基準額
1人世帯	3,190,000円	2,153,000円
2人世帯	4,680,000円	3,304,000円
3人世帯	5,760,000円	4,168,000円
4人世帯	6,870,000円	5,083,000円
5人世帯	7,810,000円	5,929,000円
6人世帯	8,990,000円	7,040,000円
7人世帯	9,940,000円	7,990,000円
8人世帯	11,070,000円	9,120,000円
9人世帯	12,200,000円	10,250,000円

(別添様式)

やむを得ず、65歳を超え70歳以下の者を連帯保証人とする場合

連帯保証人に関する申立書（保護者以外の連帯保証人）

平成 年 月 日

申立者 住 所
(連帯保証人) かがた
氏名 実印
生年月日
電話（自宅）
（携帯）

私は、下記の申請者が貸与を受ける高知県高等学校等奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

記

高知県奨学金 申請者氏名		申請者との 続 柄	
申立事項			